特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	入善町　児童手当等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

入善町は、児童手当等に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富山県入善町長

公表日

令和8年11月5日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等に関する事務
②事務の概要	・児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に当該手当を支給する。番号法においては、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理で個人番号を用いることとなる。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①支給要件確認・資格情報・年金保険情報 ②現況受付 ③給付管理等・消滅事務・金融機関情報 ④統計処理等 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	児童手当システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 児童手当システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム） 宛名管理システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム） サービス検索・電子申請機能 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当等事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表（81の項） 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表（42,125,141の項） （情報照会の根拠） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表（106,107の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	結婚・子育て応援課
②所属長の役職名	結婚・子育て応援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務係　住所：富山県下新川郡入善町入膳423　電話:0765-72-2839
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政課情報・デジタル推進係　住所：富山県下新川郡入善町入膳423　電話：0765-72-2871
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年11月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年11月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う事を厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	結婚・子育て応援課	事後	
平成28年4月1日	Ⅰ-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 小堀 勇	結婚・子育て応援課長 清田 和憲	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	企画財政課企画調整係	企画財政課企画政策課	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点	平成26年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点	平成26年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月1日	Ⅰ-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長(の役職名)	結婚・子育て応援課長 清田 和憲	結婚・子育て応援課長	事後	
令和1年6月3日	Ⅰ-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-1100	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2839	事前	
令和1年6月3日	Ⅰ-8 特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ 連絡先	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-1100	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871	事前	
令和1年6月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	再実施に伴う変更のため
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成31年4月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和6年5月27日	Ⅰ-Ⅰ特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に当該手当を支給する。番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理で個人番号を用いることとなる。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①支給要件確認・資格情報・年金保険情報・ ②現況受付 ③給付管理等・消滅事務・金融機関情報 ④統計処理等 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供 ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に当該手当を支給する。番号法においては、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理で個人番号を用いることとなる。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①支給要件確認・資格情報・年金保険情報・ ②現況受付 ③給付管理等・消滅事務・金融機関情報 ④統計処理等 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和6年5月27日	Ⅰ-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(56の項)	番号法第9条第1項 別表(81の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和6年5月27日	Ⅰ-4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(74、75の項)	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(42,125,141の項) (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(106,107の項)	事後	
令和6年5月27日	Ⅰ-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423	事後	
令和6年5月27日	Ⅰ-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255	財政課デジタル推進係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和3年8月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に当該手当を支給する。番号法においては、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理で個人番号を用いることとなる。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①支給要件確認・資格情報・年金保険情報・ ②現況受付 ③給付管理等・消滅事務・金融機関情報 ④統計処理等 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に当該手当を支給する。番号法においては、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理で個人番号を用いることとなる。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①支給要件確認・資格情報・年金保険情報・ ②現況受付 ③給付管理等・消滅事務・金融機関情報 ④統計処理等 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和7年1月10日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	児童手当システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 児童手当システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事前	
令和7年1月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和6年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加。
令和7年1月10日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加。
令和8年11月5日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 児童手当システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	児童手当システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 児童手当システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	
令和8年11月5日	Ⅰ-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	財政課デジタル推進係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423	財政課情報・デジタル推進係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2871	事後	
令和8年11月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	令和7年1月1日 時点	令和8年11月1日 時点	事後	